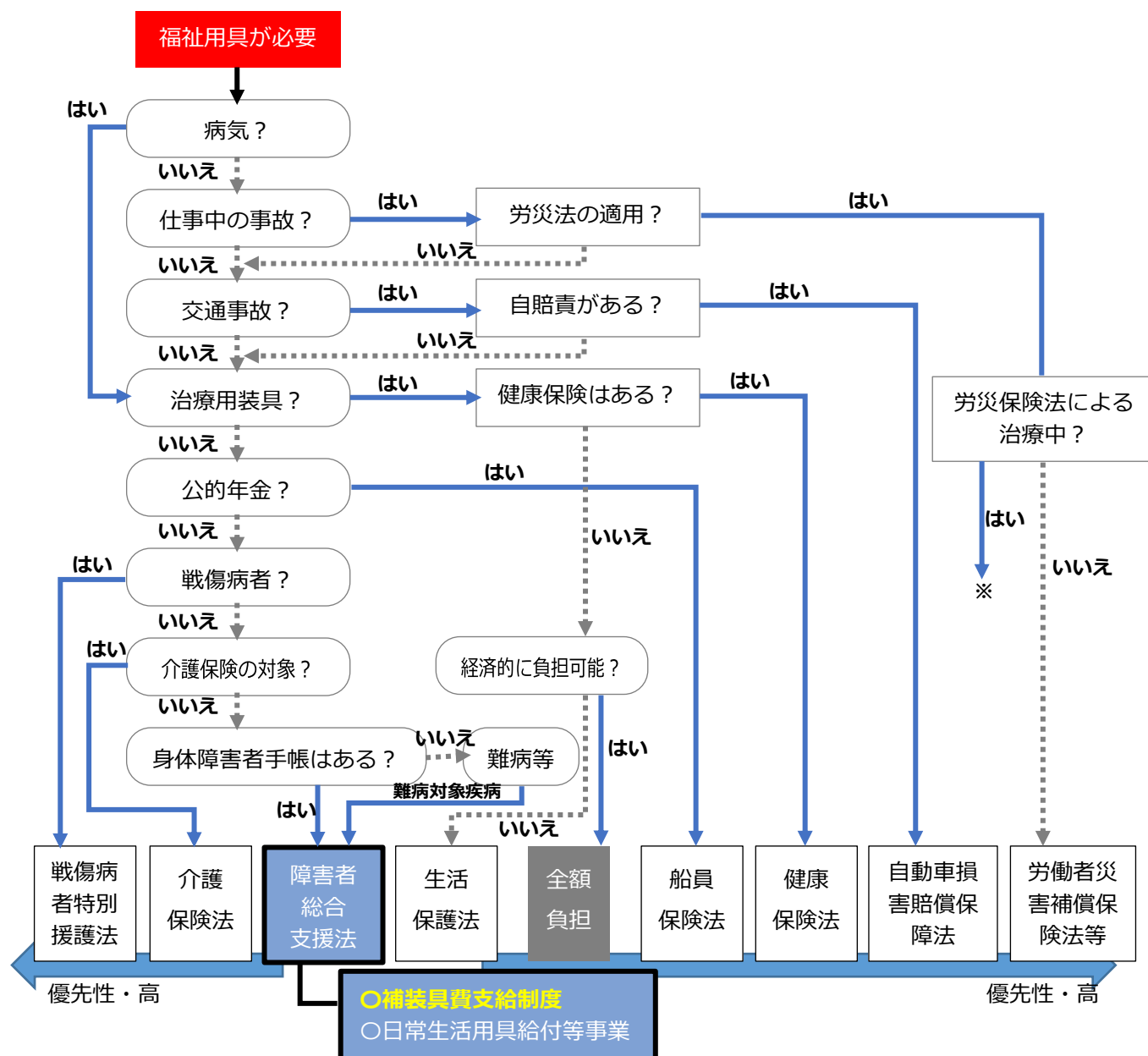


1.「補装具費支給制度」は、誰が、どんな場合に使う制度ですか？

① 福祉用具の使用に使える制度としては、どのような制度があるのでしょうか？

補装具が必要となったとき、使える制度がいくつかありますが、制度の利用には優先性があります。下図のように、社会保険制度や社会福祉制度で優先して適用される制度があり、これらが適用されない場合、「補装具費支給制度」を利用できます。



※労災保険による車椅子の支給は、症状固定が前提であったが、H20.3.31より症状固定前療養中の場合であっても必要性(以下の要件)が認められれば車椅子の支給が可能。

- ・療養(補償)給付を受けている人(概ね3か月以内に退院見込みのない入院療養をしている人は除く)で、傷病が症状固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかである場合
- ・傷病(補償)年金の支給を受けている人で、その傷病の療養のために通院していて、義足及び下肢装具の使用が不可能である人